

## 県立病院等貯水槽清掃点検業務仕様書

県立病院等貯水槽清掃点検業務は、次に定めるところにより実施するものとする。

### 1 業務を実施する病院等及び水槽の構造・容量等

別紙1のとおり（受水槽及び高置水槽）

### 2 業務の内容

#### （1）貯水槽の清掃は次によること。

- ① 水槽内清掃作業に併せて、水槽外面及びマンホール周囲を清掃すること。（マンホールの蓋を開けたとき、天井の上部にたまっているゴミやほこり等が水槽内に入らないように水槽の天井上部の掃除をすること。）
- ② 作業は、健康状態が良好な者が行うこと。
- ③ 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものを用いるものとし、事前に十分消毒すること。
- ④ 作業の安全対策には法令等に基づき万全の措置を講ずること。
- ⑤ 貯水槽が2槽式または2基設置されている場合は、断水を避けるため1槽または1基毎に清掃すること。
- ⑥ 高置水槽がある場合には、原則として受水槽と同一の日に清掃を行うこと。また、高置水槽の清掃は、受水槽の清掃後に行うこと。
- ⑦ 排水時に換気ファンを用いて槽内換気を行うこと。
- ⑧ タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行うこと。（FRPタンクについては、1回目の洗浄にスクラビングパッドを用いることとし、高圧洗浄機は使用しないこと。2回目の洗浄には広角ノズル使用又は圧力を25 kg/cm<sup>2</sup>程度に下げて実施すること。）
- ⑨ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排出すること。
- ⑩ 清掃終了後、水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにすること。
- ⑪ 貯水槽外面は、天板を含めた全面洗いをを行うこと。（FRPタンクについては、劣化が著しい場合は除く。）

#### （2）貯水槽の消毒は次によること。

- ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行うこと。（1回目終了後30分以上経て2回目を行うこと。）
- ② 消毒薬は、有効塩素50～100 mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- ③ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利

用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。

- ④ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排出すること。
- ⑤ 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する装置を講じること。
- ⑥ 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行うこと。

(3) 貯水槽の点検及び水質検査は次によること。

- ① 作業終了後は機器類の復旧調整を行い、異物侵入の防止処置等の点検を行うと共に、給水系統のエア抜き及び赤水抜きを行うこと。
- ② 貯水槽の点検及び水質検査は、県立病院等貯水槽清掃点検報告書 2 の項目について実施すること。なお、水質検査の結果が不適合となった場合は、再度、貯水槽の清掃を実施し、水質検査の再検査するものとし、水質検査に適合するまでこの作業を繰り返すものとする。

### 3 業務実施にあたっての留意事項

(1) あらかじめ各病院等と作業時間等の打合せを行った上、業務計画書を作成し、作業実施前に医療局及び当該病院に提出すること。なお、業務計画書には次の内容を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施工程表（作業時間、断水時間等）
- ③ 実施体制及び組織表
- ④ 安全管理（労働安全衛生法に係る安全管理、熱中症対策等）
- ⑤ 使用機械器具等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）
  - ・揚水ポンプ
  - ・高圧洗浄機
  - ・残水処理機
  - ・換気ファン
  - ・防水型照明器具
  - ・色度計、濁度計及び残留塩素測定器
  - ・酸素濃度計
  - ・使用車両（高圧洗浄車を用いる場合は車両ナンバーを記載すること）
  - ・電源コード
  - ・清掃用具
  - ・消毒用薬剤
  - ・その他
- ⑥ 作業内容及び手順
- ⑦ 業務管理（作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等）

- ⑧ 緊急時の連絡体制及び対応手順
  - ⑨ 交通管理（敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の遵守等）
  - ⑩ 環境対策（騒音、振動、ゴミ、ほこり、水質汚濁等の対策等）
  - ⑪ 産業廃棄物処理（産業廃棄物の運搬、処分方法等）
  - ⑫ 作業員名簿（貯水槽清掃作業監督者を含む）
    - ・腸内細菌検査結果報告書の写し（作業日より6か月以内のものとする。）
  - ⑬ 証明書及び各資格証の写し
    - ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証
    - ・建築物環境衛生管理技術者免状及び貯水槽清掃作業監督者再講習会修了証
    - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証
    - ・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了証
- (2) 作業の実施に際しては、病院運営に支障を来さないよう実施すること。なお、緊急遮断弁の動作確認を行う場合は給水が停止することから、作業手順等について病院担当者と十分に打合せを行うこと。
- (3) 作業の開始前及び開始後は、その旨を病院担当者に申し出ること。
- (4) 作業中、槽内各部及び機器類等に異常を認めた場合は、直ちに作業を中止し、病院及び医療局担当者に報告し、指示を受けること。
- (5) 本仕様書以外の項目については、その都度、医療局担当者の指示に従い実施するものとする。
- (6) 水漏れ及び外面の発錆、附属装置の損傷等の劣化が軽微なものは補修するものとする。
- (7) 本業務には、修繕工事費は含まないものとする。
- (8) 敷地内は禁煙とする。

#### 4 報告書の提出

点検終了後は県立病院等貯水槽清掃点検報告書1及び2を作成し、業務実施前後の貯水槽外部（上部+側部4面）及び内部（上部+底部+側部4面）と不具合箇所等の写真を添付の上、病院担当者の確認を得るものとする。

なお、報告書は2部作成し、医療局及び当該病院に各1部を提出するものとする。